

障害者が安心して生活できる「暮らしの場」の整備を求める意見書

「この子の為に病気になれない！」「この子と心中を考えたことも」と重度の障害の息子を持つ母親の声がきこえてくる。

母親は何度も手術し、もう介護も限界。

2018年に厚生労働省は国民の約7.4%:約936万6千人が障害者との推計が出され、障害者の高齢化も指摘されている。

障害者権利条約第十九条(a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。

国は、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設なども不足し、多くの障害者が親の介護に依存せざるをえない状況を改善する責務が権利条約上求められている。親に依存するのではなく、障害者が希望する支援を受け、自分らしく暮らせる状況を早期に実現するよう、下記の事項を強く要望する。

記

1. 障害者が24時間365日、安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置すること。
2. 入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。
3. 福祉職場の人材不足解消のために、加算方式ではなく基本報酬単価を大幅に引き上げること。
4. 前3項を実現するために、障害者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年12月18日

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	山	東	昭	子	殿
内閣総理大臣	菅		義	偉	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
総務大臣	武	田	良	太	殿
厚生労働大臣	田	村	憲	久	殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会